

普天間飛行場

返還合意施設

■返還合意施設の概要等

□ 概 要			
面 積	480.6ha		■内訳
	国有地	35.9ha	7.5%
	県有地	6.3ha	1.3%
	市町村有地	9.0ha	1.9%
	民有地	429.3ha	89.3%
面積は概数。(平成25年4月に発表された統合計画では約481haとなっている) ※沖縄県基地対策課「沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)」平成28年3月 参照。			
所 在 地	宜野湾市(字宜野湾、字野嵩、字喜友名、字神山、字中原、字新城、字上原、字伊佐、字大山、字真志喜、字大謝名、字佐真下、字赤道、字普天間)		
位置及び現況	位置：沖縄本島中部、宜野湾市の中央部 現況：ほとんどが台地からなり、北西向けにゆるく傾斜を成し、北西側に急な傾斜地		
使用状況	管理権：海兵隊(離着陸訓練(住宅地上空での旋回訓練))		

□ 沿 革

昭 20. 6. 15	●米軍に占領された後に接收され、米陸軍工兵隊が本土決戦に備えて滑走路を建設。同年9月に完了。
昭 47. 5. 15	●「普天間海兵隊飛行場」、「普天間陸軍補助施設」、「普天間海兵隊飛行場通信所」の3施設が統合され、「普天間飛行場」として提供施設、区域となる。
平 8. 12. 2	●SACO 最終報告において、沖縄本島東海岸沖への海上施設の建設を追及することなどを条件に、5年ないし7年以内の全面返還を合意。
平 18. 5. 1	●日米安全保障協議委員会(「2+2」)において、日米が平成19年3月までに作成する「統合のための詳細な計画」において全面返還を検討することを合意。
平 24. 5. 25	●跡地利用特措法に基づく「特定駐留軍用地」として指定される。
平 25. 4. 5	●「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、返還時期及び区域等が公表。(2022年度又はその後)
平 25. 6. 11	●跡地利用特措法の規定により「特定事業の見通し」を公表。
平 27. 12. 4	●日米両政府が普天間飛行場の東側添いの土地(約4ha)の返還に向けた作業を加速させ、平成29年度中に計画を前倒して返還することを合意。
平 28. 3. 31	●「特定事業の見通し」を変更。(宜野湾市 学校：11.5ha)

□ 返還時期及び条件

時 期	●「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」(平成25年4月)において、2022年度(日本国の平成34会計年度)又はその後。
条 件	●「海兵隊飛行場関連施設等のキャンプ・シュワブへの移設」、「海兵隊の航空部隊・司令部機能及び関連施設のキャンプ・シュワブへの移設」、「普天間飛行場の能力の代替に関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、必要に応じ、実施」、「普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善」、「地元住民の生活の質を損じかねない交通渋滞及び関連する諸問題の発生回避」、「隣接する水域の必要な調整の実施」、「施設の完全な運用上の能力の取得」及び「KC-130飛行隊による岩国飛行場の本拠地化」。

■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画

●平成25年3月に沖縄県と宜野湾市の共同で「全体計画の中間取りまとめ」を策定。計画内容の具体化に向けて意見聴取、課題の整理、行動計画の策定作業等の継続的な取組を実施中。

□ 事業段階

跡地利用計画策定段階
●平成25年度から「全体計画の中間取りまとめ」に基づき計画内容の具体化作業を実施中。
※平成29年度に「跡地利用計画(素案)」を策定する予定。



配置方針図

